

## 浜松市森林整備・林業振興事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、市内において森林整備の促進、森林の啓発及び林業の振興を図るため、森林整備・林業振興に係る事業について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 国・県の補助金とは、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付13林整整第882号）及び美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱（平成20年8月4日付20林整整第430号）林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）、合板・製材生産性強化対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）により事業者に交付される補助金をいう。

(2) 国・県の基準とは、静岡県林業関係事業補助金交付要綱（昭和35年静岡県告示第800号）及び美しい森林づくり基盤整備交付金交付要綱（平成20年8月4日付20林整整第450号）林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号林野庁長官通知）に定める事業経費をいう。

(3) 森林認証取得森林とは、国際的な森林認証を運営する森林管理協議会（FSC/Forest Stewardship Council）により評価・認証された森林のことをいう。

### (補助対象事業及び補助率等)

第3条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助対象経費及び補助率は、別表に定める。

(1) 森林環境保全直接支援事業、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、合板・製材生産性強化対策事業及び林業・木材産業成長産業化促進対策事業（以下「造林に係る事業」という。）（別表1）

(2) 森林整備地域活動支援対策（別表2）

(3) オリンピック・パラリンピック関連施設供給支援事業（以下「オリパラ供給支援事業」という。）（別表3）

(4) 浜松型林齢平準化促進事業（別表4）

2 補助金の算定にあたっては、補助対象事業費のうち、千円未満の金額を切り捨てることとする。ただし、森林整備地域活動支援対策はこの限りでない。

### (補助金の申請)

第4条 本事業の申請者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

( 森林整備地域活動支援対策はその 1、造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業はその 2 を用いる )

- ( 2 ) 事業計画書 ( 造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業を除く ) ( 様式第 2 号 )
- ( 3 ) 収支計画書 ( 造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業を除く ) ( 様式第 3 号 )
- ( 4 ) 市税納付・納入確認同意書 ( 様式第 1 1 号 )
- ( 5 ) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ( 6 ) 暴力団排除に関する誓約書 ( 様式第 1 2 号 )
- ( 7 ) 造林事業に関する誓約書 ( 様式第 1 3 号 )
- ( 8 ) 規約及び会員名簿 ( 法人以外の団体 )
- ( 9 ) その他市長が定める添付資料

( 補助金の交付決定 )

第 5 条 市長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に交付決定通知書 ( 造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業を除く ) ( 様式第 4 号 ) により通知するものとする。

( 交付の条件 )

第 6 条 申請者は、次の各号に掲げる事項を交付の条件として遵守しなければならない。

- ( 1 ) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業の経費配分を変更 ( 20% 以下の変更を除く。 ) しようとする場合
  - イ 補助事業の内容の変更 ( 軽微な変更を除く。 ) をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合
- ( 2 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- ( 3 ) 当該補助金の交付を受けた個人又は団体は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を 10 年間保管しておかなければならない。
- ( 4 ) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- ( 5 ) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- ( 6 ) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- ( 7 ) 規則及びこの要綱に基づく市長の指示に従うこと。

(変更の承認申請)

第7条 前条第1号ア及びイの変更をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更承認申請書(様式第5号)
- (2) 変更事業計画書(様式第2号)
- (3) 変更収支計画書(様式第3号)

(補助金の交付変更決定)

第8条 市長は、前条の変更承認申請があったとき、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を変更決定し、当該申請者に交付変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第5条の規定により交付決定通知を受けた個人又は団体(以下「交付決定団体等」という。)は、事業完了後30日以内又は当年度の3月31日のいずれか早い日までに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第7号)
- (2) 事業成績書(様式第2号)
- (3) 収支決算書(様式第3号)

2 造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業にあっては、前項にかかわらず、交付の申請をもって実績報告にかえるものとする。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたとき、その報告書類及び現地を速やかに確認し、適当と認めるときは補助金交付を確定する。ただし、県が実施した現地検査を確認できる書類等をもって現地確認に代えることができる。また、補助金交付確定者には、交付決定通知書(造林に係る事業及びオリパラ供給支援事業にあっては、交付決定及び確定通知書)(様式第8号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により交付決定通知書を受けた個人又は団体は、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(概算払いの請求手続き)

第12条 交付決定団体等は、事業の円滑な運営を図るため、特に必要がある場合は概算払いの請求をすることができる。

2 概算払いの請求をしようとする個人又は団体は、別に定める日までに概算払い申請書(様式第1号)及び概算払い請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第13条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入

控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて市に返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

別表 1

補助対象者	補助対象区分	補助対象経費	区分	補助率
森林組合及び森林所有者等	植林に関する事業	国・県の基準が定める1haあたりの作業単価から国・県の補助金を差し引いた残額(事業者負担額)	一般	補助対象経費(事業者負担)の3分の1以内
			FSC	補助対象経費(事業者負担)の3分の2以内
	間伐(除伐、間伐、保育間伐、更新伐)に関する事業	国・県の基準が定める1haあたりの作業単価から国・県の補助金を差し引いた残額(事業者負担額)	一般	補助対象経費(事業者負担)の3分の1以内
			FSC	補助対象経費(事業者負担)の3分の2以内
	枝打ちに関する事業	国・県の基準が定める1haあたりの作業単価から国・県の補助金を差し引いた残額(事業者負担額)	一般	補助対象経費(事業者負担)の3分の1以内
			FSC	補助対象経費(事業者負担)の3分の2以内
	下草刈りに関する事業	国・県の基準が定める1haあたりの作業単価から国・県の補助金を差し引いた残額(事業者負担額)	一般	補助対象経費(事業者負担)の3分の1以内
			FSC	補助対象経費(事業者負担)の3分の2以内
	付帯施設等整備に関する事業(鳥獣害防止施設等整備)	国・県等の基準が定める事業量あたりの作業単価から国・県の補助金を差し引いた残額(事業者負担額)	一般	補助対象経費(事業者負担)の3分の1以内
			FSC	補助対象経費(事業者負担)の2分の1以内

- ・「FSC」とは、本要綱第2条第3項に定める森林認証取得森林のことをいう。
- ・「一般」とは、「FSC」以外の森林をいう。

別表 2

**森林経営計画作成促進に対する支援**

(ア) 森林経営計画作成促進の地域活動に係る交付単価(1ヘクタール当たり)

地域活動の種類	国の1ヘクタール当たりの交付単価		備考
	地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	
経営委託	19,000円	38,000円	内訳(森林計画作成4,000円) + (間伐促進15,000円)
共同計画等	4,000円	8,000円	
間伐促進	15,000円	30,000円	

(イ) 不在村森林所有者加算(不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額)の交付単価(森林面積1ヘクタール当たり)

加算の対象となる積算基礎森林	国の1ヘクタール当たりの交付単価	
	地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林	7,000円	14,000円

(ウ) 森林の位置情報の確認(不在村森林所有者に対する合意形成活動の実施に伴い境界の測量を行った場合に(イ)に加算される額)の交付単価(森林面積1ヘクタール当たり)

加算の対象となる積算基礎森林	国の1ヘクタール当たりの交付単価	
	地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林	8,500円	17,000円

**森林境界の明確化に対する支援**

(ア) 森林所有者・境界の明確化の地域活動に係る交付単価(積算基礎森林面積1ヘクタール当たり)

地域活動の対象とする積算基礎森林	国の1ヘクタール当たりの交付単価	
	地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
森林境界の確認を行った森林	8,000円	16,000円
森林境界の測量を行った森林	22,500円	45,000円

(イ) 不在村森林所有者加算(不在村森林所有者が現地立会を行った場合に(ア)に加算される額)の交付単価(森林面積1ヘクタール当たり)

加算の対象となる積算基礎森林	国の1ヘクタール当たりの交付単価	
	地方公共団体が国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価	地方公共団体の交付金による1ヘクタール当たりの交付単価
現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林	6,500円	13,000円

**森林経営計画作成・森林の境界明確化に向けた条件整備に対する支援**

積算基礎森林面積1ヘクタール当たり	20,000円
-------------------	---------

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の当該地方公共団体の交付金による交付単価は、積算基礎森林の面積1ヘクタール当たり40,000円を超えない額から、国の交付金による交付単価を控除した額を交付することができるものとする。

別表 3			
補助対象者	補助対象事業	補助額	備考
2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック関連施設（以下「オリパラ施設」という。）での使用を目的に、浜松市内で生産された木材（製材、乾燥、加工等を施した製品）（以下「天竜材」という。）を供給する市内の法人、団体等	オリパラ施設に天竜材を供給する事業	標準的な天竜材の販売額と補助対象事業の販売額との価格差	補助金の申請時、次の書類を提出する。 ・ 補助対象事業で販売した額を証明する書類（補助対象事業に関する契約書、納品書、請求書等）
上記事業の「販売額」とは、材料（丸太）購入、製材、乾燥、加工、運搬等に要する費用の合計			

別表 4			
補助対象者	補助対象事業	補助額	備考
森林組合及び森林所有者等	主伐を実施し道路端まで搬出された伐採木を、原木市場、製材工場等の木材加工施設等へ搬送する事業	搬送する伐採木の材積量：2,000円 / m <sup>3</sup> m <sup>3</sup> 未満の端数は切り捨て	補助金の申請時、次の書類を提出すること。 ・主伐後の林内写真 ・原木市場、木材加工施設等の受取り伝票等の搬送材積量が把握できる書類 ・スギ・ヒノキ及びその他市長が認めた主伐材で末口径が5 cm以上のもの。
主伐材の搬出について、本事業以外の補助金の交付を受けている場合は、本事業の対象外とする。			